

株券電子化後の株式事務のお取扱いについて

未払配当金の支払い

これまでどおり株主名簿管理人（日本証券代行株式会社）が窓口となります。

名義書換請求

株式の譲渡等は、株式が記録された口座からの振替手続きを、証券会社等でおこなっていただくことになり、株主名簿管理人が株主様から直接名義書換請求をお受けすることはなくなります。

変更届等、単元未満株式の買取、配当金の振込指定等

- 証券会社等を通じて証券保管振替機構（ほふり）をご利用の株主様は、口座を開設されている証券会社等にてお手続きをおとりください。
- 証券保管振替機構（ほふり）をご利用にならない株主様は、日本証券代行株式会社に特別口座を開設しますので、下記の連絡先にお問い合わせください。特別口座にかかるお手続きは、証券会社等のご本人名義の口座への振替申請を含めまして、特別口座が開設される平成21年1月26日（月）からのお取扱いとなりますので、ご了承願います。なお、特別口座で管理される株主様への口座開設のご案内は2月上旬にお送りする予定です。

特別口座 口座管理機関	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
連絡先	〒137-8650 東京都江東区塩浜二丁目8番18号 日本証券代行株式会社 代理人部 ：0120-707-843